

議案第65号

南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止等専門委員会並びにいじめ問題調査委員会を設置するにあたり必要な事項を定める必要があるため提案する。

南風原町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 南風原町いじめ問題対策連絡協議会 (第2条—第9条)

第3章 南風原町いじめ防止等専門委員会 (第10条—第18条)

第4章 南風原町いじめ問題調査委員会 (第19条—第27条)

第5章 雑則 (第28条—第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき南風原町が設置する南風原町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 南風原町いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、南風原町いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関し協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第4条 連絡協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員、その他南風原町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 南風原町立学校(以下「学校」という。)

(2) 教育委員会事務局

(3) 中央児童相談所

(4) 那覇地方法務局

(5) 沖縄県警察

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 連絡協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第3章 南風原町いじめ防止等専門委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、南風原町いじめ防止等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第11条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項について調査審議し、答申する。

2 専門委員会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に調査を行う。

3 専門委員会は、学校において法第28条第1項各号に該当する重大事態が発生し教育委員会が調査を実施すべきと判断した場合には、法第28条第1項に規定する組織として調査を行う。

4 専門委員会は、第1項から前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第12条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第14条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第15条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第16条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されて

いないときは、教育委員会が行う。

2 専門委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第17条 委員長は、専門委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第18条 専門委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第4章 南風原町いじめ問題調査委員会

（設置）

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、南風原町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を必要に応じて置くことができる。

（所掌事務）

第20条 調査委員会は、町長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を述べるができる。

（組織）

第21条 調査委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が適当と認める者

（委員の任期）

第22条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る再調査が終了する日までとし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第23条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（臨時委員）

第24条 町長は、調査委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会議）

第25条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 調査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第26条 委員長は、調査委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第27条 調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

第5章 雑則

(守秘義務)

第28条 連絡協議会及び専門委員会並びに調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会及び専門委員会並びに調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会又は専門委員会若しくは調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

